# 消費者契約法と 消費者契約に関する検討会 報告書について

消費者庁

# 消費者契約法の概要

# 立法及び改正の経緯

【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルールとして平成12年5月に成立(平成13年4月施行)

【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度(消費者団体訴訟制度)を導入(平成19年6月施行)

【平成20年改正】差止請求の対象を景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為に拡大(景表法 関連は平成21年4月施行、特商法関連規定は平成21年12月施行)

(※) 食品表示法の制定により、差止請求の対象を食品表示法上の不当表示に拡大(平成27年4月施行)

【平成28年改正】過量契約の取消しや、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の規定を設けるなど、取消 し・無効に関する民事ルールを改正(平成29年6月施行)

【平成30年改正】不安をあおる行為等による契約の取消しや、消費者の後見等を理由とする解除条項の無効 の規定を設けるなど、取消し・無効に関する民事ルールを改正(令和元年6月施行)

# 内容

- ●消費者と事業者との間の**情報の質及び量並びに交渉力の格差**に鑑み、
  - 契約の取消し 及び 契約条項の無効 等について規定(民法の特別法)
- ●消費者と事業者との間で締結された契約(=消費者契約)であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象 【不当な勧誘】→ 取消し
- ·不実告知(第4条第1項第1号)
- 断定的判断の提供(第4条第1項第2号)
- ・不利益事実の不告知(第4条第2項)
- 不退去(第4条第3項第1号)
- 退去妨害(第4条第3項第2号)
- ・不安をあおる告知(第4条第3項第3号)
- ・恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用(第4条第3項第4号)
- ・加齢等による判断力の低下の不当な利用(第4条第3項第5号)
- ・霊感等による知見を用いた告知(第4条第3項第6号)
- 契約締結前に債務の内容を実施等(第4条第3項第7号・8号)
- 過量契約(第4条第4項)

# 【不当な契約条項】→ 無効

- 事業者の損害賠償責任を免除する条項、又は事業者が自分 の責任を自ら決める条項 (第8条)
- 消費者の解除権を放棄させる条項、又は事業者が解除権の 有無を自ら決める条項(第8条の2)
- ・消費者の後見等を理由とする解除条項(第8条の3)
- 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等(第9条)
- ・消費者の利益を一方的に害する条項(第10条)
  - ※ 橙字は平成28年改正により新設 青字は平成30年改正により新設

#### 【消費者団体訴訟制度】

- ・内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者の不当な行為に関 し、**差止請求**をすることができる
- (※) 適格消費者団体は、全国に21団体(令和3年8月末日時点) これまでに約77事業者に対し差止請求訴訟を提起するなど差止請求権を行使(令和3年8月末日時点)

# 消費者契約法の改正経緯等

#### 平成28年・平成30年改正の主な内容

#### 【平成28年改正】

#### 高齢化の進展等への対応

#### <取消権>

- ・過量な内容の契約の取消し
- ・取消権の行使期間の伸長 等

#### <不当条項>

・事業者の債務不履行等の場合でも、消費者の解除 権を放棄させる条項を追加 等

## 【平成30年改正】

# 若年者を含めた幅広い年代で被害が発生していること への対応

#### <取消権>

- ・社会生活上の経験不足の不当な利用(不安をあおる告知、恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用)
- ・加齢等による判断力の著しい低下の不当な利用
- ・霊感等による知見を用いた告知

#### <不当条項>

・消費者の後見等を理由とする解除条項を追加 等

#### 消費者契約法の課題

#### ▶ 消費者契約を取り巻く環境の変化

- ・超高齢社会の進展
- ・デジタル化と新たな日常による<u>オンライン取引の拡大や消</u> 費者取引の複雑化

#### ▶ セーフティネット整備の必要性

- ・高齢者などその属性による<u>恒常的な脆弱性</u>と、誰もが陥る 一時的な脆弱性の存在
- ・消費者の有する合理性には限界があること等

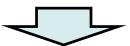
#### ▶ 平成30年改正時附帯決議等への対応

- ・消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に 利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場 合における取消権の創設について、要件の明確化等の課 題を踏まえつつ検討を行い、本法成立後二年以内に必要 な措置を講ずること。
- ・法第九条第一号における「当該事業者に生ずべき<u>平均的</u>な損害の額」の立証に必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって当該損害額の立証が困難となっている場合が多いと考えられることから、消費者の立証 責任の負担軽減に向け早急に検討を行い、本法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。
- ・消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において 今後の検討課題とされた諸問題であるサルベージ条項等 の<u>不当条項の類型の追加</u>などにつき、引き続き検討を行 い、本法施行後三年を目途として必要な措置を講ずること。

# 消費者契約に関する検討会

#### 検討会を設けた趣旨

- 消費者契約をめぐる環境は日々変化しており、 これに伴って消費者被害も多様化
- 2018年改正の附帯決議等では、更なる改正を 視野に入れた検討が求められている



「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」報告書(2019年9月)を踏まえつつ、実務的な観点からの検討を深化させる

#### 検討状況

- 第1回を2019年12月に開催
- 2021年7月までに主な論点について4巡の検討 を実施
- 2021年9月に報告書を取りまとめ

#### 主な論点

- I 消費者の取消権
- Ⅱ 「平均的な損害」(法第9条第1号)
- Ⅲ 不当条項等

#### 検討会の委員

沖野眞已 (東京大学)

垣内秀介 (東京大学)

河村耕平 (早稲田大学)

楠 正憲 (OpenIDファウンデーション・ジャパン)

小浦道子 (全国消費者団体連絡会)

後藤 準 (全国商工会連合会)

髙橋美加 (立教大学)

坪田郁子 (全国消費生活相談員協会)

遠山優治 (日本生命保険相互会社)

西田公昭 (立正大学)

平尾嘉晃 (弁護士)

山下純司 (学習院大学)

オブザーバー

- 〇 山本和彦 (一橋大学)
- •最高裁判所
- ┆□法務省
- ◎ 山本敬三 (京都大学)
- 国民生活センター

山本龍彦 (慶應義塾大学)

渡辺弘美 (アジアインターネット日本連盟)

◎:座長、○:座長代理

(敬称略、五十音順。)

# 消費者契約に関する検討会 検討スケジュール

	人の人は人口及り		
	主な議題		主な議題
第1回 (令和元年 12月24日)	検討会の進め方について等	第13回 (2月12日)	消費者の取消権について⑥
第2回 (令和2年 1月27日)	消費者の取消権について①	第14回 (3月9日)	不当条項について③
第3回 (2月10日)	消費者の取消権について②	第15回 (3月26日)	「平均的な損害」について③
第4回 (5月13日)	消費者契約の条項の開示について① 不当条項について①	第16回 (4月2日)	「平均的な損害」について④ 消費者契約の条項の開示について② 情報提供の努力義務における考慮要素について①
第5回 (6月17日)	消費者の取消権について③	第17回 (5月14日)	論点に関するヒアリング
第6回 (6月25日)	「平均的な損害」について①	第18回 (6月18日)	「平均的な損害」について⑤
第7回 (7月7日)	消費者の取消権について④	第19回 (6月25日)	不当条項について④
第8回 (7月16日)	不当条項について②	第20回 (7月2日)	消費者の取消権について⑦ 消費者契約の条項の開示について③ 情報提供の努力義務における考慮要素について②
第9回 (8月6日)	「平均的な損害」について②	第21回 (7月16日)	消費者の取消権について® 「平均的な損害」について⑥ 不当条項について⑤
第10回 (11月11日)	不測の事態における消費者契約のキャンセルに ついて等①	第22回 (8月6日)	報告書作成に向けた議論①
第11回 (12月2日)	不測の事態における消費者契約のキャンセルに ついて等②	第23回 (9月7日)	報告書作成に向けた議論②
第12回 (令和3年 1月27日)	消費者の取消権について⑤	公表 (9月10日)	報告書公表

# 消費者契約に関する検討会報告書の概要

#### 検討の経緯・背景

- 超高齢社会の進展やデジタル化など 消費者契約を取り巻く環境の変化
- ▶ 消費者の様々な脆弱性に対応した セーフティネット整備の必要性
- ▶ 平成30年改正時附帯決議等への対応

消費者の安全安心のための社会環境の整備と 正常な取引が阻害されないようにすることが、 消費者・事業者の共通の利益という共通認識で 検討

## 1 取消権

- ○困惑類型の見直し
- 誤認類型でも困惑類型でもない取消権 (消費者の心理状態や判断力に着目した規定)

# 2 平均的な損害

- ○平均的な損害の明確化
- ○事業者による説明の促進

### 3 不当条項

- 損害賠償責任の追及を抑制する条項
- 法第10条の不当条項の例示

#### 4 その他

- 消費者の解除権に関する努力義務
- 〇 契約条項の開示等
- ○契約内容の情報提供の 努力義務

# 今後のスケジュール

- ▶ 消費者契約に関する検討会報告書 公表(9月10日)
  - ※報告書において示された事項の実現に向けては法制面その他の困難も予想されるが、報告書 及び検討会において指摘された懸念や留意点を示す意見にも十分に配慮する必要がある
- ▶ 消費者契約に関する検討会報告書に関する意見募集(9月21日~10月21日) 各種意見交換
- ▶ 上記を踏まえ、法制的な検討